

会 務 月 報

第344号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第5回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年9月8日(木) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦

委 員・松橋孝則、伊藤典男、高橋 宏、

丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

欠 席・横須賀満夫

事務局・高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、

三浦知子

議事

1. UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

事務局より、資料1によりUIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベント実施に至る経過を報告し、イベント概要及び申込状況を以下のとおり説明した。

日事連・東京会共催イベント概要

①シンポジウム「東京のいま～高機能都市から複合文化都市へ～」と東京都庁舎見学

日時：9月28日(水)

会場：東京都庁舎議会棟1階「都民ホール」

内容：基調講演、シンポジウム、都庁舎見学

定員：200名

②建築士事務所訪問

ツアーA：9/27(日)建設計、鹿島建設、伊東豊雄建築設計事務所)

ツアーB：9/29(楨総合計画事務所、大成建設、日本設計)

ツアーC：9/30(竹中工務店、久米設計、妹島和世建築設計事務所)

定員：各コースとも30名、参加費：3,000円(昼食付き)

共催イベント申込状況(9月13日現在)

①シンポジウム 25名(内：外国人4名)

②訪問ツアー

ツアーA：30名(外国人11名)

ツアーB：25名(外国人9名)

ツアーC：29名(外国人7名)

UIA東京大会参加登録状況(9月1日現在)

参加登録者数 3,226名(内訳：国内 2,121名、外国 1,105名)

2. 今後の要望活動について

事務局より、資料2により今後の要望活動について、以下のとおり説明があった。

本会及び単位会の共同要望活動は、昭和62年度より毎年、都道府県等に対し、時代に即した内容の要望書により実施しているが、6月開催の全国会長会議で、単位会の実情にあわせて要望内容を編集できるよう検討してはどうかとの意見があり、日事連としては、単位会において適宜修正、追加することは構わない旨の回答をした。

単位会によっては、日事連の要望書に独自の要望項目を追加し、要望活動を実施している単位会もあると聞いている。また、要望活動実施後に結果報告書の提出を求めているが、回答が半数以下のため、実施状況が把握できない状況であるため、平成24年度以降の要望活動の実施について、要望活動実施の有無、要望書作成の必要性等、単位会に対しアンケート調査の実施を検討したい。

調査項目(案)

日事連作成の要望書による要望活動実施の有無、要望活動の実施時期、要望先の反応(評価)、要望項目の追加、日事連からの要望書の送付(印刷物又はデータ)

以上の説明について協議の結果、要望活動に関するアンケート調査を実施することとし、調査票の作成については事

事務局に一任することとした。

また、次回委員会でアンケート調査結果をもとに、平成24年度事業、予算について検討を行う。

3. 会誌編集専門委員会について

事務局より、資料3により会誌編集専門委員会の活動について以下のとおり報告した。

本年4月号から会誌名称を「日事連（メインタイトル）建築士事務所の全国ネットワーク（サブタイトル）」と変更し、表紙デザイン、内容等も刷新し発行している。

今後の予定で主な掲載記事としては、10月号に「平成23年度日事連建築賞受賞作品紹介」、9月号からの連続特集「森林再生と建築」を10月、11月号に掲載する。

また、12月号には被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した建築復興支援センターの上半期の活動状況報告を掲載することとしている。

次回委員会

平成24年2月1日（水）14:00～16:00

（注）次回委員会は、その後、10月31日（月）に開催されることになった。

■平成23年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成23年9月14日（水）

13:30～15:15

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 31名

（内、表決委任状提出者4名含む）

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、

野呂敏秋、神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、
中野 満、西村 武

理 事 秋野卓生、浅野善治、上原伸一、大野和男、
荻原幸雄、佐野吉彦、鈴木眞生、水谷達郎、
宮原克平、村山高文、森野美徳、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者（表決委任者）理事：河野久、野呂幸一、水庭武宣、
吉田 敏

欠席者 理事：岡部明子、富田 裕、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

5. 議事

（1）議長 三栖邦博会長

（2）議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

（3）議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

（平成23年8月26日、常任理事会決定）

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の①～③について一括して説明がなされた。

①平成23年度日事連建築賞の表彰者決定の件

資料1により次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の合計46点の建築作品が日事連に応募された。第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門5作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行った。現地審査は7月6日から8月2日にかけて行い、その結果を

踏まえ8月2日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行い、平成23年度日事連建築賞の表彰者を資料1のとおり決定した。また、日事連建築賞の表彰式は、本年度の全国大会（福島大会）が東日本大震災のため中止となったため12月5日開催の全国会長会議で行う。

②平成23年度年次功労者表彰者決定の件

資料2により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度年次功労者表彰候補者は、単位会より36名が推薦された。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、大阪会からは特別の事情（理由書添付）により2名となっている。また、表彰は日事連建築賞と同様に平成23年12月5日開催の全国会長会議で行うこととし、平成23年度年次功労者表彰者を資料2のとおり決定した。

③第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員の決定の件

資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年3月の通常理事会において、平成24年度は日事連創立50周年にあたることから、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日（金）又は12日（金）に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための50周年記念事業特別委員会の設置が承認された。

その後開催日については、会場となる帝国ホテルとの日程調整で、平成24年10月5日（金）で会場確保ができた。また、特別委員会等の委員構成については、次のとおり決定した。

・50周年記念事業特別委員会の委員構成

委員長 三栖邦博日事連会長（東京会）

副委員長 山田美光日事連副会長（群馬会）

副委員長 大内達史日事連常任理事（東京会）

委員 山下卓治日事連副会長（鳥取会）

宮原克平日事連理事（埼玉会）

荻原幸雄日事連理事（千葉会）

上原伸一日事連理事（神奈川会）

佐藤啓智（埼玉会）

高木憲一（千葉会）

宮原浩輔（東京会）

村田くるみ（東京会）

青木雅哉（東京会）

小林忠志（神奈川会）

・50周年記念事業特別委員会の下に2つのワーキンググループ（WG）を設置する。

・事業企画運営WG（記念誌以外のすべての企画、立案、運営等を行う。）

主査 大内達史

委員 三栖邦博、山下卓治、宮原克平、上原伸一、佐藤啓智、高木憲一、宮原浩輔、小林忠志

・50周年記念誌WG（記念誌の企画、立案、編集、刊行等を行う。）

主査 山田美光

委員 荻原幸雄、村田くるみ、青木雅哉

・全体スケジュール予定

・第1回特別委員会開催日は平成23年10月6日を予定し、50周年事業の企画・立案、行事形式、記念誌発行等のスケジュール検討、WGごとの作業内容及び日程調整を行う。

・第2回特別委員会開催日は平成23年11月上旬を予定し、事業計画の骨子、WGごとの作業内容の確認及び調整を行う予定。以降、状況を踏まえて適宜開催する。実施要項及び予算の原案作成は平成24年2月上旬を目途とし、その後、機関決定の手続きを進める。

・50周年事業特別委員会の設置期間は平成25年3月末までとする。

以上の①から③の常任理事会で決定した同議案の承認に

について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1、資料2、資料3のとおりこれを承認した。

2) 福島大会中止に伴う全国大会経費負担の承認の件

事務局より、全国大会運営特別委員会と総務・財務委員会及び常任理事会で検討した福島大会中止に伴う全国大会経費負担について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施については、主管会である福島会で全国大会実施に向けて各種行事への準備を鋭意進めてきた。平成23年度を迎える直前の3月11日に東日本大震災が発災し、特に岩手、宮城、福島の東北三県に未曾有の被害を及ぼした。これに伴い日事連では、全国大会の実施について福島会の意向確認を行った結果、3月26日に福島会より、福島県の被災状況等により実施は困難である旨の連絡を受けた。これを受け日事連では、平成23年3月29日の常任理事会において甚大な被害状況の事態に鑑み、福島大会の開催の中止を決定し、同日の全国会長会議で報告するとともに、平成23年6月2日の通常理事会であらためて福島大会の中止を承認した。

福島大会の中止に伴い、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を算出するため、福島会へ全国大会の準備に要した経費資料の提出を依頼したところ、福島会より「全国大会（福島大会）支出明細書」（支出明細書）が提出された。この支出明細書をもとに日事連が負担すべき合理的な経費の考え方について検討を行った。その結果、全国大会経費の日事連経費負担の考え方としては、支出明細書のうち日事連が主催者として必要な経費は原則として日事連が負担し、以下の事項については、次のとおりの経費負担とした。

①愛媛大会で福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。

②派遣職員給料は業務の従事割合を勘案し、その50%を

日事連が負担する。

③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。

以上の考え方にに基づき算出した日事連負担額は4,790,000円となり、該当金額を日事連負担額として支出したい。本日の通常理事会での承認後に速やかに執行したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しに係る今後の方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」は、民間登録講習機関の参入が相次ぎ、建築教育センターの講習（センター講習）と民間登録講習機関の講習との間で、受講料に大きな格差が生じ、受講者の確保や市場占有率の低下等が不安視され、受講者が講習（登録講習機関）を選択する際に、最も重要な判断指標となる受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築教育センターより、「建築士定期講習」に係る受講料の見直し案について提案があったが、日事連と士会連合会において協議の結果、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、長期的観点から鑑みて受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、遅くとも平成23年12月までに具体的方針を決定することを目途に、見直しに伴う受講料減額分を関係三者（単位会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針とした。

受講料見直しの具体案については、基本方針を踏まえ、6月29日の教育・情報委員会において、先のセンター提案をもとに、受講料減額分の関係三者の負担割合を修正した見直

し案（直接経費、間接経費とも20%削減し、税抜き受講料12,000円を想定）を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。同打合せでは、建築教育センターより、本会の見直し案について、内部の関係部署と協議の上、追ってその可否の判断を示す旨の回答があったほか、士会連合会からは、本会の見直し案がセンターに了承された場合には、その方向で単位士会の意思統一を図るべく、調整を行うこととしたい旨の回答がなされた。

その後、8月22日付で、建築教育センターより、近年の会場費高騰傾向に対応が困難なため会場費経費負担のリスク分担が図られることを条件に、本会提案を基本的に了承する旨の回答があった。平成24年度からの受講料の見直しに向け、前提条件となる会場費経費のリスク分担の検討を進めるとともに、建築教育センター及び士会連との協議・調整を9月8日に行った。建築教育センターの業務経費に占める会場費の実行平均単価約1,300円（H21年度実績）を確保するため約300円分を受講料に上乗せし、建築教育センターの会場費経費に充てることで、会場費については、従来どおり建築教育センターが実費を別枠で負担することを提案し、その他の経費は一律に減額する方向で調整することとした。受講料の改定を実施するため、建築教育センター、士会連、日事連は、それぞれ必要な内部調整（単位会との調整も含む）を行い、三者間の正式合意は、12月中旬までに行うこととし、それを目途としてそれぞれ機関決定を行うこととした。

また、上野教育・情報委員長よりこれまでに建築士定期講習を開催していない単位会もあるので是非実施を検討してもらいたい旨の発言があった。

2) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

専務理事より、平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

この適合証明登録制度の平成24年度以降の取組については、昨年度において検討を行い日事連及び単位会として当2011-10 日事連会務月報

面維持し、続けていくことを方針として決定しているが、本年度は来年度の実施に向けての検討を住宅金融支援機構とも協議を行いながら進めているところであるが、次のような方針でさらに検討を進めていくこととしたい。

①中古住宅の適合証明業務における実績と現状の問題点

中古住宅適合証明書の発行状況（資金交付済）は、全体で平成22年度は15,098件と対前年度比139%となっており、今後中古住宅への需要の高まりは続く傾向にある。現在、適合証明書は、融資申し込み利用者の希望により適合証明技術者（適合証明登録建築士事務所）又は適合証明検査機関が発行しているが、平成22年度の適合証明技術者が発行したシェアは、全体で76.1%を占め、しかも前年度より高まっている。一方、不適正事案も続発しており、平成22年から現在まで適合証明技術者に対して行った登録取り消し等の処分は、12件に及んでおり、制度の信頼の確保を図る必要がある。また、適合証明技術者の登録者数は平成12年度より減少の一途をたどっている。平成22年度の登録数は約6,300人で、これに伴い運営財政が逼迫しており、これらの問題の解決が急がれる状況となっている。

②適合証明技術者等の登録制度の見直しの検討事項

前述の問題点を踏まえ、平成24年度の登録の実施にあたっては、不適正業務の再発防止、制度の信頼性の確保の観点から登録制度を次の方向で見直しの検討を行いたい。

②-1. 個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

適合証明書に適合証明業務内容のチェックリスト、添付書類、検査箇所、方法及び検査結果を明示した報告書を添付させ、これを融資利用者、金融機関に開示する。これにより適合証明技術者自らがヒューマンエラーを防止する仕組みの検討をする。また、従来は紙の書式により適合証明書、物件概要書、適合証明業務に関する書類を記入、発行してきたが、これをウェブのサイト上で各適合証明技術者が入力作成し、作成した各書類を出力して使用する。入力段階で、記入漏れ等があった場合は各書類が出力できないシステムを構築し（支援機構が構築）、適合証明技術者自らのヒューマンエ

ラーの防止とは別に機械で防止する仕組みを検討する。さらに金融機関窓口が書類の受理の際、適合証明技術者が作成した適合証明書及びチェックリスト、報告書等の添付書類について簡易な確認を行う仕組みを検討する。

②－２．登録講習・業務研修の充実

- ・講習時間の充実（個別業務の適正化に向けた仕組みの導入に伴う、現地での検査方法や書類確認の方法の詳説等講習内容に見合う時間の見直しを検討する。）
- ・簡易な考査の実施
- ・中間時の研修の実施（業務能力の維持向上を図るため、登録の翌年度に業務研修を実施し、受講者氏名等をホームページ等に公開する。）

なお、講習については支援機構からは、講習時間の大幅増、外部機関への委託、厳格な考査などが協議のなかで主張されており、協議上大きな課題となっている。

②－３．登録機関による検査機能の強化

適合証明業務実績のある適合証明技術者（適合証明登録事務所）には原則1年に1回の監査（業務調査）を実施することを検討する。（書面提出調査は必ず行う。実績の多い適合証明技術者・適合証明登録事務所には、立ち入り調査を行う。）

②－４．不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立を検討する。

- ・適合証明業務の完成業務保証の検討（不適正業務が発生した場合に再調査業務を実施する仕組みの検討）
- ・賠償責任保険等の創設の検討（不適正業務により、適合証明技術者（適合証明登録事務所）に賠償責任が発生した場合の賠償責任保険の創設の検討）

②－５．登録費用等の見直し検討

登録費用等の見直しにあたっては、登録機関・単位会の業務量に見合ったコストの見直しを前提に以下の検討を行う。

- ・講習受講料の見直し（講習時間の増大、簡易な考査の導入等による講習受講料の見直し）

- ・登録料の見直し（業務研修の導入、業務調査の充実などに伴う登録料の見直しの検討）

②－６．登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化の検討

- ・日事連の役割の充実（業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性の確保に資する業務の充実の検討）
- ・単位会の活用強化（日事連と協力して業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性に資する単位会の役割と業務の検討）

③今後のスケジュール

以上の検討事項について、平成24年の7月頃開始する適合証明技術者等の登録時に実施出来るよう、早急に住宅金融支援機構と検討協議を進める。住宅金融支援機構との協議の進め方については、時間の制約もあることから、総務・財務委員長等と相談をしつつ、意見を求め検討内容の修正等を行う。

平成24年度の登録制度の見直しに係る機関決定手続きは、総務・財務委員会の議を経て、11月16日の常任理事会で原案を決め、12月5日の理事会で決定し、同日の全国会長会議に報告し、単位会の理解を得る。

登録制度の見直しの詳細は、その後、更に検討を進め、平成24年度の事業計画案、予算案作成に反映させ、平成24年3月に開催される総会の承認を得る。

以上の説明に関連して、佐野理事からこの制度に日事連として関わることをやめるという選択肢はないのか、日事連とは別の組織でこの制度を行うことはできないのかとの意見があった。

これについて専務理事より、昨年に総務・財務委員会では日事連はこの登録制度から撤退するとの方向で検討したが、機関決定の段階で中古住宅市場が拡大傾向にあることと建築士事務所に対する指導という公益性からも意義があることとして当面維持し、続けていくことを方針として決定している。しかしながら、不適正業務が多発していることから、この登録制度の単純な延長は難しく、制度の

信頼性の確保が強く求められ、今回の改善策を住宅金融支援機構と協議している。支援機構との協議のなかで登録制度の改善内容が、日事連、単位会として受け入れられないような事項があればご指摘のようなことも含めて適切な判断をしていくことになる。また、日事連とは別の組織での登録制度の運営については、現状では収支の傾向が良いとはいえない状況であり、別組織での運営は考えにくい旨の回答をした。

また、萩原理事から処分事例では現地調査を行っていない事例が多くあるので、現地調査での現場写真等を提出させる方法も検討すべきではないか、また、講習での考査の厳格化に力を入れるよりも不適正業務が出にくいシステムに力を入れるべきとの意見があった。

これについて専務理事より、住宅金融支援機構との協議のなかでチェックリストに添付すべき書類の検討段階でそのことも含めて検討していること、また、後者の意見についてはそのような方針で協議に臨んでいる旨の回答があった。

3) 新法人移行手続きの状況について

事務局より、新法人移行手続きの状況について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成した新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めたが、意見は提出されなかった。7月29日に内閣府公益認定等委員会の窓口相談を行った。定款案の内容については、大幅な内容変更に係る指摘事項はなかったが、部分的な指摘事項について修正を行い再度内閣府公益認定等委員会に送付した。

移行認可の時期について日事連が平成24年4月1日の移行を目途にしていることについて、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。平成24年度から申請が増加していくと予想していたが、今年度は予想以上に申請が多く、更に、今

年の秋頃にかけて申請件数が増加すると予想している。平成23年度に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、例えば団体の希望により、平成25年4月1日に登記ができるよう移行認可時期については団体の意向によって調整が可能である」とのことであった。この件について総務・財務委員会及び常任理事会で検討した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で検討した方がよいとのことであった。

以上の報告について今後の進め方について協議した結果、12月5日の理事会で新定款の承認を得た後の同日に開催する全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行うことが了承された。また、平成24年4月1日登記に間に合わず、期の途中で新法人に移行認可されるような状況となった場合は、期の途中で決算をすることが必要となり、内部での機関決定等の手続き及びそれに要する費用が通常より1回多く行うことになるため、このような状況は避ける必要がある。移行認可時期は団体の意向によって調整が可能であるとのことなので、移行認可の時期が平成24年4月1日登記に間に合わない場合は、翌年の平成25年4月1日の登記に合わせた移行認可という方向で内閣府公益認定等委員会と調整することとした。

4) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

専務理事より、UIA2011東京大会の早期登録は9月1日時点で3,226名（うち外国人参加者約1,105名）である。日事連・東京会共催イベントについては、8月18日及び9月1日に単位会へ参加申し込みの協力依頼をした。また、8月30日には共催イベントについて記者発表を行った。9月13日現在でのシンポジウムの申込は25名、建築士事務所訪問ツアーの参加申し込みは合計で84名（うち外国人参加者27名）となっているが、さらに参加者の確保に努める旨の報告が資料8によってなされた。

5) 建築関連団体「建築・まちづくり宣言」について

専務理事より、JIAより建築関連5団体で「建築・まちづくり宣言」をして社会にアピールしていこうという働きかけが8月にあり、資料9は「建築・まちづくり宣言」(案)であり検討途中のものであるが、日事連もこの宣言に参加することを了承いただきたいことと、内容については会長に一任願いたい旨の報告が資料9によってなされた。

これに関連して、佐野理事から「建築・まちづくり宣言」は英訳にして、海外に向けても発信してはどうかとの意見があり、そのような意見があったことを関係方面に伝えることとしたい旨の回答があった。

6) 会員・構成員異動報告

平成23年5月末日から平成23年8月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料10の通り。

平成23年5月31日現在 正会員46団体

構成員15, 120事務所、賛助会員4社

平成23年6月30日現在 正会員46団体

構成員15, 144事務所、賛助会員4社

平成23年7月31日現在 正会員46団体

構成員15, 143事務所、賛助会員4社

平成23年8月31日現在 正会員46団体

構成員15, 147事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1：平成23年度「日事連建築賞」審査報告

資料2：平成23年度年次功労者表彰者

資料3：第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業
特別委員会委員について

資料4：福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について
(案)

資料5：「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて (案)

資料6：適合証明技術者等登録制度の見直しについて (案)

資料7：日事連の新法人移行手続きの状況について

資料8：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

資料9：建築・まちづくり宣言 (案)

資料10：会員・構成員異動報告書

■第6回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年10月3日(月)

13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 相場 博、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、
岩田 守

神崎 貢 (担当副会長)

特別出席 三栖 邦博

事 務 局 高津 充良、恩田 利昭、市川 貴之、野出 友樹、
夏目 浩行

欠 席 者 遠山 紀芳

<配付資料>

前回議事録

資料1-1：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料1-2：(仮称)建築士事務所法の必要性について

資料1-3：(仮称)建築士事務所法で新たに提案する規定について

資料1-4：(仮称)建築士事務所法の構成案

資料2：法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料3-1：管理建築士講習に係る対応について

資料3-2：平成24年度以降の管理建築士講習のあり方等について

資料4-1：建築士定期講習の受講料改定に関する三者の意見交換会協議結果概要

資料４－２：建築士定期講習について（現状と今後の予定）

【中四国ブロック】

資料４－参考：建築士定期講習に係る広告等

資料５：管理講習・開設者研修（仮称）テキスト執筆
スケジュール

資料６－１：建築ＣＰＤ情報提供制度の動き等について

資料６－２：建築ＣＰＤ情報提供制度の活用への手引き
（案）平成２３年度版

議事：

（１）新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況
等について

三栖会長より、同WGの現状について、現在、建築三会（士会連、JIA、日事連）にて検討を進めており、来年三月を目途に提案する予定である旨の概要説明がなされた。その後、高津専務理事より、具体的な内容について経過報告がなされた。

まず、資料１－１において、建築士事務所法の目的及びこれまでの検討内容や今後の進め方について説明がなされ、日事連としては今年１２月までに提案内容をまとめたいと考えている。そのため、時間を考慮すると、議論する場を設けることが難しいため、常置委員会で現状について説明することとなった。

日事連からの提案内容としては、１０項目あるが、それぞれの項目に関して、他会から特段の反対意見は出ていない。しかし、新たに建築士事務所法として独立させるのではなく、現行の建築士法の改正で対応すべきではないか、工務店等に対する規制が強まるのではないかといった意見が出されているため、意見調整が必要との説明がなされた。

次に、資料１－２において、建築士事務所法の必要性についての説明がなされた。現状認識として、無登録業務や契約に関するトラブルの増加等に関して、様々な問題が生じているため、そうした問題に対処するためには、建築士法だけでは限界があり、消費者保護の観点から、建築士法とは独立した建築士事務所法の制定が必要であるとの報告がなされた。

2011-10 日事連会務月報

続いて、資料１－３により、（仮称）建築士事務所法で新たに提案する規定について、実際にWGにおいて検討中の１０項目の規定の必要性及び効果等についてそれぞれの概要説明がなされた。

最後に、資料１－４において、改正の構成案についての概略説明がなされ、現行の建築士法のどの箇所に新規追加・修正するかについて明示した。

上記説明の後、１１月の常任理事会、翌月の通常理事会に、本委員会で挙げられた意見を紹介し、年内に提案内容をまとめたいとの説明がなされた。

各委員からの意見としては、不当に低い報酬額についてはどこを基準に線引きするのか、不当な要求の禁止という点をあえて今回提案予定の（仮称）建築士事務所法で謳う必要があるのか、下請法との関係性について等の意見が出された。

（２）法定講習について

①講習実施状況等について

事務局より、資料２により、直近の法定講習の実施状況、平成２３年度第四期講習（平成２４年１月～３月）の受付期間等について以下の説明があった。

受講状況については、管理建築士講習・建築士定期講習ともに、受講申込状況は低調なものとなっている。特に、経過措置期間の終了が迫っている管理建築士講習については、現時点では受講者数の伸びがそれほど見られない状況となっている。

また、今後の予定については、建築士定期講習は例年どおり、受付を行うこととなっているが、本年１１月２７日をもって一応の一区切りとなる管理建築士講習については、建築教育センターから、平成２３年１２月～平成２４年３月の間に、東京・大阪及び各ブロックにおいて同講習の開催依頼がある旨の報告がなされ、詳細については、資料３－１で後述するとの説明が併せてなされた。

②管理建築士講習について

事務局より資料３－１により、管理建築士講習の受付対応に係る、一連の経緯について以下の説明があった。

同講習の受講期限が迫る中、受講希望者が申込みを円滑に行えるよう、国交省から本会に対して受入れ環境を整えてほしいとの協力依頼があり、それを受けて本会から受付けを柔軟に行うよう、単位会に対して協力依頼を行った。その結果、各単位会から協力を得た旨の報告がなされた。

次に、経過措置期間終了後の管理建築士講習の実施について、平成23年度中の暫定的な措置として、建築教育センターから、平成23年12月～平成24年3月の間に、東京及び大阪で各2回、その他ブロックでは各1回の同講習を開催するよう協力依頼があり、こちらの対応に関しては、各ブロック協議会にて運営方法、収益配分について等の検討を行っていただき、その後、各ブロック幹事会から日事連宛てに協議結果を報告していただくこととした。

最後に、事務局より、会員事務所を対象として行った会員向け未受講者対策について、実施状況及び実施結果に関する説明があった。ほぼ全ての会員が、管理建築士講習を受講済みもしくは受講期限内に受講予定との結果が得られた。しかし、受講意思を示していない、もしくは連絡のとれない会員が、わずかに残っていることから、こうした方々に対しては、引き続き連絡を行っていただくこととしたい。そのために、未受講者対策の徹底に係る単位会への協力要請の依頼文書を発信してよいか諮ったところ、異議なく了承された。

次に、事務局より、資料3-2を用いて、平成24年度以降の管理建築士講習の運営方法等について説明がなされた。想定される管理建築士講習の受講者は、年間3,000～4,000人程度であり、従来のような形では同講習を実施するのは困難と考えられる。そのため、想定されうる3つのパターン（全単位会にて年1～2回開催、ブロック単位で年数回程度開催、建築教育センター直営）を考慮し、それぞれの長所・短所について説明を行った。その後、各委員からそれぞれの所属ブロックの状況に関して意見を伺った。

○九州・沖縄ブロック：受講想定者のほとんどは福岡のため、そちらで開催せざるを得ないのではないかという意見がある。

○中四国ブロック：中国地方と四国地方に分けるという形になるのではないかと。今後、ブロック協議会で検討する。

○近畿ブロック：収益配分の問題があるのでブロック協議会で検討する。

○東海北陸ブロック：DVD講習が認められるのであれば、各単位会で開催すればよいのではないかと。例えば、月一度の頻度で、事務局の会議室を使用して講習を行うことなどが考えられる。

○北海道・東北ブロック：地理上の問題から、北海道は別として考え、東北ブロック内をいくつか分割し、そちらで順番に開催するというのはどうか。

○関東甲信越ブロック：個人的な意見としてだが、関東甲信越ブロックは広範囲に及ぶため、2、3の地域に分けて開催し、その地域を持ち回りにすればよいのではないかと。

上記の検討の後、今後、各ブロック協議会にて、管理建築士講習の開催方法について議論していただき、本会宛てご報告いただくこととした。また、検討時の参考資料として、ブロック毎の想定受講者数の一覧を作成し、単位会宛て送付することとした。

③建築士定期講習について

資料4-1に基づき、事務局より、9月8日に開催された建築士定期講習の受講料改定に関する三者（士会連、建築教育センター、日事連）意見交換会の協議結果について説明がなされた。

同講習の受講料改定については、昨年度より継続して議論しており、受講料の改定には受講サイクルである3年が目安と考えられる。そのため、平成24年度から受講料を改定する必要があると。また、受講料の引下げには、三者の直間費を同率で削減し、公平に価格引下げに協力することが必要である。そして、増加傾向が続いている会場費については、今後は建築教育センター、単位会及び日事連が連携し、適切な会場選定を行うことになった。

協議内容としては、受講料を引下げる方向で進めていく旨の確認がなされ、今後、両会（士会連及び日事連）内部での

合意形成をはかっていくこととなった。新年度から新価格での講習をスタートさせるためには、年内に両連合会において、機関決定を経る必要があるため、それぞれ両会において各単位会の意見調整を進め、12月中旬までに三者間の正式合意を行うこととなっている旨の報告がなされた。

上野委員長からは、会場費が高止まりしている単位会が複数見受けられることから、受講料が引下げられることになれば、会場選定に関しても、これまで以上に配慮していくことが必要であるとの指摘があった。

次に、資料4-2において、中四国ブロック構成単位会の次年度以降の建築士定期講習に関する現在の実施状況と今後の見込みについて、西森委員から説明がなされた。現在、中四国ブロックではほとんどの単位会が、管理建築士講習に専念するため、建築士定期講習を未開催もしくは建築士会との共催という形をとっている。間もなく管理建築士講習が一区切りとなるものの、今後、事務所協会単独で建築士定期講習を開催すると考えている単位会は今のところみられないとの報告があった。

上野委員長の意見としては、これまでは管理建築士講習に専念するため、建築士定期講習まで手がまわらなかったということも考えられるが、今後は、最低でも建築教育センター主催講習の半分は、事務所協会と同講習を開催していくことが重要だ。同講習は本来、建築士事務所に属する建築士を対象とする講習のため、事務所協会が力を入れていかなければならない事業である。また、管理建築士講習のみならず建築士定期講習も扱うことによって、事務局職員の意識も高まることから、建築士定期講習も各単位会で開催してほしいとの意見が出された。今後、各委員には、それぞれの所属ブロック協議会で本委員会での検討結果を説明していただくこととした。

また、参考資料として、9月中旬に専門業会誌に掲載された、建築士定期講習に係る、建築教育センター並びに、民間登録講習機関の広告について紹介がなされた。

(3) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料5を用いて、管理講習・開設者研修（仮称）テキストの執筆スケジュールについて報告があった。

同講習テキストについては、9月16日に開催された、第3回管理講習・開設者研修（仮称）テキスト執筆委員会において、各委員からそれぞれの担当箇所の原稿案について説明していただき、全体の整合性を確認した。今後、第3回委員会で指摘された意見を反映の上、各原稿案を修正し、10月下旬を目途に修正原稿を提出していただき、初校の出稿を予定している。そして、11月下旬に予定されている第4回委員会において、再度の調整及び検討を行う予定であるとの報告があった。

(4) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料6-1により、平成23年8月19日に開催された、第20回建築CPD運営会議の概要について説明がなされた。主な報告事項は以下の通り。

①建築CPD運営会議の建設系CPD協議会へのオブザーバー参加については、これまで認められないこととなっていたが、建設系CPD協議会への正式参加が了承された。これによって、建築CPD情報提供制度は、建設系CPD協議会の中の一団体という位置付けになるため、建設系CPD協議会の実績を活用している公共団体においては、建築CPD情報提供制度の実績も活用されるというメリットが生じる。

②CPD認定プログラムとした講習会について

- ・「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会
日事連がプロバイダとなり、19単位会がCPD認定プログラムとして開催した。

- ・UIA東京大会シンポジウム「東京の建築のいま」と都庁見学会（日事連・東京会共催）

日事連がプロバイダとなり、CPD認定プログラムとして9月28日に開催した。

次に、事務局より、資料6-2において、建築CPD情報提供制度の活用への手引き（案）について説明がなされた。こちらは、建築CPD情報提供制度をより理解していただく

目的で作成したもので、前回委員会に提出し、委員からの意見を反映させ修正したものである。

今後、CPD制度の理解に役立てていただくため、冊子として作成し、単位会宛てに送付してよいか諮ったところ、異議なく了承された。また、冊子だけではなく、データでも単位会宛てに提供することとした。

(5) その他

前回委員会において、九州・沖縄ブロックから要望のあった、重要事項説明の伝達等に関するDVDの作成要望について再度検討を行った。こちらに関してはまず、単位会に送付した説明用のパワーポイントの使用を検討していただき、また、九州・沖縄ブロック構成単位会内で説明できる方を選定し、対応をお願いすることとした。仮に適任者がいない場合は、他地域から講師を派遣することも考えていけばよいのではないかと意見が出された。

次回委員会

平成24年1月27日(金) 13:30～16:00

■第1回 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会概要

日 時 平成23年10月6日(木)

10:00～11:25

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 山田美光、大内達史

委 員 山下卓治、宮原克平、佐藤啓智、荻原幸雄、
高木憲一、宮原浩輔、村田くるみ、青木雅哉、
上原伸一、小林忠志

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、
前田、松谷、三浦

1. 議事

(1) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について、資料1により次の趣旨

の説明がなされた。

9月14日の通常理事会において、全国大会及び50周年記念式典の日程(10月5日)、委員構成、2つのワーキンググループの設置、運営方法及び全体スケジュール等について承認された。

ただし、日程については9月27日の帝国ホテルの依頼により変更せざるを得ない状況である。財務省から帝国ホテルに対し、来年のIMFの総会及び世界蔵相・中央銀行総裁会議を日本で開催するにあたり、平成24年9月30日から10月21日まで会場を使用したいとの要請があり、応じざるを得ないとのことである。そのため、平成24年9月28日(金)、10月31日(水)、11月1日(木)のいずれかで現在調整をしているところである。

(2) 日事連の過去の周年事業について

事務局より、資料2によりの過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、費用等の説明がなされた。

各周年事業が掲載されている会報及び記念誌を参考として委員会内で回覧し、内容を確認した。

(3) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画についての検討事項について

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画の検討事項について資料3によって説明がなされ、協議したところ、委員からは次の意見等が出され、この意見等を基に今後各ワーキンググループで協議検討をしていくこととした。

・10年後の60周年を見据えた内容も含めた記念誌を発行するのか。

→50周年記念誌では過去の歴史のことを掲載すれば良いのではないかと。

・記念誌にどれくらいの予算をかけられるのかにもよって、発行のスタイル等も変わってくるのではないかと。

・記念誌を全会員に配布することが望ましい。

・記念誌は当日配布し、会報は特集号として、大会及び記念事業の記録を報告する方法が良いのではないかと。

- ・当日配布する記念誌の書式は簡易的にして、会報の50周年記念特集号の内容を充実させたらどうか。
- ・記念品は廃止して、記念誌を記念品の変わりにしたらどうか。
- ・一般紙への広告掲載や50周年記念式典に関する記事を業界紙等に掲載することで良いPRになるのではないかな。
- ・関係企業から広告費はもらうのか。

→現状では協力できる企業はない。

- ・予算の枠組を早く決めた方が良いのではないかな。
- ・全体の企画案が出ないうちに予算の枠組みを先に行うと企画が限定されてしまうのではないかな。
- ・全国大会及び50周年記念式典を併催した場合、昨年の東京開催の参加人数よりも増えるのではないかな。

→昨年の東京開催の参加人数よりも増員をした場合、キャパシティ等の問題がある。すでに実施規模や時期については通常理事会で承認されており、今から会場の変更等をするのは難しいのではないかな。

- (4) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会のスケジュール(案)について

事務局より、今後のスケジュール(案)について資料4により説明がなされ、平成24年2月上旬を目途に実施要項及び予算の原案を作成することとした。

今回の特別委員会および各ワーキンググループの開催については次のとおり決定した。

- ・特別委員会

平成24年2月2日(木) 13:30～16:00

- ・50周年記念誌WG

10月20日(木) 10:00～12:00

(この間WGを開催するかは1回目WGで決定する)

12月21日(水) 14:30～16:30

- ・事業企画運営WG

11月10日(木) 10:00～12:00

11月24日(木) 13:30～16:00

12月21日(水) 14:30～16:30

(配付資料)

資料1 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

資料2 日事連の過去の周年事業について

資料3 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画についての検討事項について

資料4 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念委員会のスケジュール(案)について

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

11月16日 正副会長会議

常任理事会

24日 事業企画運営WG

28日 50周年記念誌WG

30日 管理講習・開設者研修テキスト執筆委員会

12月 5日 通常理事会

全国会長会議

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	1,060	- 2	5,079	20.9	224		21.1
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	254		1,186	21.4	60		23.6
宮 城	319		2,402	13.3	59		18.5
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	186		1,404	13.2	48	+ 1	25.8
福 島	204	+ 1	1,826	11.2	49		24.0
茨 城	501		2,480	20.2	141	+ 1	28.1
栃 木	170		1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182		2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	569		5,740	9.9	107		18.8
千 葉	430		4,055	10.6	97		22.6
東 京	1,391	+ 10	17,128	8.1	373		26.8
神奈川	781	+ 3	6,846	11.4	149	+ 1	19.1
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494		2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	309	+ 3	1,404	22.0	56		18.1
石 川	264		1,427	18.5	52		19.7
福 井	264		1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	140	+ 1	24.9
愛 知	591	+ 2	5,673	10.4	128		21.7
三 重	180		1,519	11.8	62		34.4
滋 賀	192		1,306	14.7	37	+ 1	19.3
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	893	- 27	7,161	12.5	172		19.3
兵 庫	503		4,074	12.3	120		23.9
奈 良	114		998	11.4	21	+ 1	18.4
和歌山	113	- 3	812	13.9	25		22.1
鳥 取	81		547	14.8	45	+ 1	55.6
島 根	149	- 2	769	19.4	68		45.6
岡 山	450		1,717	26.2	60	+ 1	13.3
広 島	359	- 10	2,690	13.3	117	+ 1	32.6
山 口	108	- 2	1,339	8.1	35		32.4
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142		779	18.2	17		12.0
福 岡	511		4,236	12.1	136	+ 3	26.6
佐 賀	183	+ 12	682	26.8	29		15.8
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82		36.1
大 分	196	- 1	1,052	18.6	36		18.4
宮 崎	129	- 1	1,234	10.5	62		48.1
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	181		1,313	13.8	47		26.0
計	15,148	- 17	116,182	13.0	3,662	+ 12	24.2

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。